平成27年7月7日 第11700号

0 0 7,]	目次
<i>7</i> 7 1 1	同 山 男 女	回 山 県	○警備業法に基づく審査
	目次	担当課(室)	
	【告示】		
	○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補	循環型社会推進課	
	助金等の名称等の制定の一部改正		
	(県例規集登載)		
	〇 特定施設の設置許可申請	環境管理課	
	〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課	
	〇 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課	
	○ 道路の区域変更	道路整備課	
	〇 道路の供用開始	,,	
	〇 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更	会計課	
	【公告】		
	○ 一般競争入札の実施	危機管理課	
		"	
		県民生活交通課	
	○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧	耕地課	
	〇 農用地利用配分計画の認可の申請	農村振興課	
<i>1</i> H	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課	
	の完了		
	【公安委員会】		
	〇 警備業法に基づく検定	生活安全企画課	
	<i>"</i>	11	

◎岡山県告示第三百三十三号

等の名称等の制定) 昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 の一部を次のように改正し、 平成二十七年度分の補助金から適用す

岡山県知事 伊原木 隆

表環境文化部の部循環資源企業情報提供システム整備費補助金の項の次に次のように

			事	地	岡
			業費補助金	域対策推進	山県海ごみ
				推進	海ごみ対策の
	t°.	合を含	事務組	一部	市町村
		する経費	制に係る事業に要	理等及び発生の抑	海ごみの回収、処
を乗じて得た	知事が別に定めるいずれか低い額に	額を控除した額の	附金その他の収入	と総事業費から寄	補助対象経費の額

◎岡山県告示第三百三十四号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査 の結果に基づ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 天野実業株式会社

所 広島県福山市道三町9

2. 名 代表取締役社長 兼光 宏身

5 称 天野実業株式会社里庄第一工

在地 岡山県浅口郡里庄町里見4215

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設	新	設	廃	止	廃	止
種	類	4 - ニ 野菜又は果実 る保存食料品 に供する湯煮 (No. 41)	実を原料とす 品製造業の用 煮施設	4-二 野菜又は果実 る保存食料品 に供する湯素 (No. 42)	実を原料とす 品製造業の用 気施設	4 - ニ 野菜又は果乳 る保存食料 に供する湯 (No. 43)	実を原料とす 品製造業の用 煮施設	4 - 二 野菜又は果乳 る保存食料品 に供する湯 (No. 21)	品製造業の用	4 - ロ 野菜又は果実 る保存食料品 に供する洗涤 (No. 39)	実を原料とす 品製造業の用 争施設
能	力	600kg/時		1,000 L / 回		同左		600 L / 回		1,000 L /回	
工 事 着 手	予定年月日	許可後直ちは	2	同左		同左		_		_	
工 事 完 成	予 定 年 月 日	工事着手後面	直ちに	同左		同左		_		_	
使 用 開 始	予定年月日	工事完成後面	直ちに	同左		同左		_		_	
使用時間間隔及び 並びにその使用に はその概要	び1日当たりの使用時間 こ季節的変動がある場合	9~17時 8時間 季節変動なし	_	同左		同左		9~14時 5時間 季節変動な ¹	L	9~17時 8時間 季節変動なし	
使用時において	区 分	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態	水 量(㎡/日)	2	3	2	4					4	6
の通常の値及び 最大の値並びに	р Н	5∼8	5~8	5~8	5~8					5~8	5~8
当該汚水等の通常の量及び最大	BOD (mg/l)	2,000	3,000	3, 150	4, 500					870	990
の量	COD (mg/l)	700	1,000	1, 260	2,000					350	450
	S S (mg/l)	300	500	100	150	同左		同左		75	150
	油 分(mg/l)	20	30	80	150					35	60
	$T-N \pmod{\ell}$	300	500	1,000	1, 500					180	260
	T-P (mg/l)	100	150	100	150					39	43
	大腸菌群数(個/㎝)	_	_	_						_	_

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

区								分	変	更	Ĩ	前	変	更	Ī	後	変		Ę	前	変	夏	Ĭ	後
種								類	4 - ニ 野る保供 (No.3	は果実 食料品 る湯煮	そを原料 出製造業 近施設	とすの用	同左				4 - 二 野る保存 に供す (No.3	は果ままる湯素	度を原料品製造業 加設	料とす 業の用	同左			
能								力	310 L /	/回			同左				同左				同左			
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	ı				許可後直	[ちに	-		_				許可後	直ちに	_	
工	事	完	成	予	定	年	月	日	1				工事着手	後直	[ちに		_				工事着	手後直	直ちに	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				工事完成	後直	[ちに		_				工事完	成後直	重ちに	
使用並ひはそ	月時間 がにそ との棚	引間隔 : の使 E 要	及び用に	1日 季節	当た 的変!	りのな動が、	使用にある	時間場合	9~17 8時間 季節変	•	•		同左				同左				同左			
使用	月時に 核特定	おい	て		区		分		通	常	最	大	通 7	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
コら排	作出の第一条	加良に加る	汚能	水	量	(m³,	/日))		4		7		2		4		4		7		2		4
の通	対常の信	がしている。	び	р	Н					5~8		5~8												
当該	を表示を表示して できまた できまい できない でんしょう でんしょ でんしょ かいしょう かいしょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	く等の	通	В	ΟD	(mg	/ Q))	3	, 150	4	, 500												
の量		(U`取		С	ΟD	(mg/	/ Q))	1	, 260	2	,000												
				S	S	(mg/	/ Q))		100		150	同左				同左				同左			
				油	分	(mg/	/ Q))		80		150	円工				内左				内左			
				Т	- N	(mg/	/ l))	1	,000	1	, 500												
				Т	— Р	(mg/	/ Q))		100		150												
				大	腸菌	群数	(個/	cm³)		_		_												

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

									1							
区								分	変	3	更	前	変	<u></u>	Ę	後
種								類	る保存	又は果乳 字食料品 する洗料	品製造		同左			
能								力	120個	/時			同左			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	_				許可後	後直ちに	_	
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_				工事着	手後 直	直ちに	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				工事完	尼成後直	直ちに	
並て		の使		、1日 .季節					9~1 8時間 季節変				9~1 6時間 季節変		·	
	月時に 亥特定				区		分		通	常	最	大	通	常	最	大
ら技	を存足 非出さ 等の汚	れる	汚	水	量	(m³,	/日)			4		6		4		5
の追	通常の	(値及	び	р	Н					5~8		5~8				
当該	大の値 亥汚水 り量及	(等の	通	В	ΟD	(mg/	/ l)			870		990				
の量		(○`取		С	ΟD	(mg/	/ l)			350		450				
				S	S	(mg/	/ l)			75		150	同左			
				油	分	(mg/	/ l)			35		60	问左			
				Т	- N	(mg/	/ ()			180		260				
				Т	— Р	(mg/	/ l)			39		43				
				大	腸菌	群数(個/	cm³)		_		_				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成27年7月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第三百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

平成二十七年七月七日

トマト薬局生坂店

くにとみ薬局

指定した医療機関

倉敷市生坂二二四九--所 在 地

倉敷市玉島中央町一-二三-一

指定年月日

平成二十七年七月一日

平成二十七年七月一日

事 伊 原 木 隆

太

畄 Щ 県 知

2

所在地

◎岡山県告示第三百三十六号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十七年七月七日

岡山県知

木

太

事業所の名称及び所在地

-イ 系

訪問看護ステーションひこうきぐも

再 資子の おでなぎ 三 岡山県津山市押入

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

九

株式

株式会社ウィズサポート

岡山県津山

市

入

七九

指定年月日

平成二十七年七月一日

介護保険事業所番号

兀

三三六〇三九〇一二八

サービスの種類

五.

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第三百三十七号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 般

平成二十七年七月七

太

一 七 一 •	七·三· 三· ·	旧	新見市足立字溝ノ上四一四〇番一地先まから
一九〇・〇	- 三 九 ・ く 〇	新	新見市足立字溝ノ上四一四〇番一地先まから
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区域

◎岡山県告示第三百三十八号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

岡山県土木部道路整備課におい て告示の 日から二十日間

般

の縦覧

ははする

平成二十七年七月七日

3

県道	種 道 路 類 の
新見日南線	路 線 名
新見市足立字溝ノ上四一四〇番一新見市足立字溝ノ上下四一六二番	区
四〇番一地先まで	間
年七月七日	年 月 開 日 始

[山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第三百三十九号

平成二十七年六月三十日付けで、 (昭和六十一年岡山県規則第八号) 第七十二条第一項の規定により、 次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場

平成二十七年七月七日

太

一八 一八 富	所在	売り
富吉五二〇一	地	さば
社長 新見 健車会館 代表取締役株式会社岡山県自動	の氏名の氏名	き人
岡山市北区富吉五三〇一-八	変更後の売りさばき場所	

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 いのとお ŋ 般競争入

平成二十七年七月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

1. 調准乙谷

(1) 調達件名

当防防災航空センター防災行政無線整備業

7 仏 圭 間 端 片 ス

2)

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

3月21

復行 湯 別

入札説明書に

(4)

(5) 入札方法

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 切り捨てるものとする。) 落札決定に当た (当該金額に1円未満の端数があ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 て落札価格とする 96,

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

- 分類が「1建物等の保守管理」, 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 平成27年度に県が発注する役務の提供の調達契約であ される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 「資格告示」 (役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格, に定める資格をいう。) 小分類が 「4無線通信設備保守」 (平成7年政令第372号) 資格審査の申請手続等。 (平成27年岡山県告示第47 て地方公共団体の物品
- 平成17年度以降, 元請負人と ムの構築又は改修の請負実績を有する の公告に示した業務と 同等規模以上の都道

- 電波法 (昭和25年法律第131号) 級陸上無線技術士又は電波法施行令 この公告に示した業務について補助又は支援の体制を が発 一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者 第40条第1項第4号に規定する第 (平成13年政令第245号)
- (4) 地方自治法施行 άF (昭和22年政令第16号) 第167条の4 $^{\circ}$ 項の規定に
- 約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号) この公告の日から落札者が決定する での間において, 岡山県役務の提供の契 の規定に
- の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でな この公告の日から落札者が決定する日までの間において, 岡山県から役務の提供
- (7) 岡山県建設工 事等暴力団対策会議運営要領に基 づく指名除外の措置を受けている
- いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている (平成14年法律第154号) に推びく 再生手続開始の申立 更生手続開始の申立
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う Ÿ \sim (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

刘山杲総務部赵蕉活用課厅誓官埋块

電話 (086) 226-7238

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月21日(火)正4

- 4 契約条項を示す場所等
- 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4番 6 号

岡山県危機管理課防災通信班

恒話 (086) 226—7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

/ 父时期间

(平成元年岡山県条例第2号) \neg から同月21日 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) $\langle \cdot \rangle$ (岡山県の休日を定める条例

7 交付方法

(1)の場所にて交付する

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 縦297ミ 注意するこ リメートル, 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求する $_{\text{C}}^{\circ}$

(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/) ち, 仕様書を除くものについては, からダウンロ 岡山県危機管理課

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便若しくは信書便に る送付 上河)

4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年8月18日(火)午後1時30分

ては, 同月17日 (\mathbb{H})

با ا ا

4 遍灯

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

(1)の場所に提出す

ウ みの街

ては、 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

説明書で指定する添付書類を平成27年7月21日 の一般競争入札に参加を希望する者は, (郵送等によるものを含む。) しなければならない。 一般競争入札参加資格確認申請書等入札 (

それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 人の

)入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

1 本語及 () 日 本 国 週 員

(2) 入札保証金

岡山県公報 第11700号

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 入札の無效

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

平成27年7月7日

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その街

詳細は, 入札説明書による

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured

of Disaster

(2) Contract period

om contract date through 21 March 2016

(3) Fulfillment place

pecified in the bid explanation fo

Time limit for tende

OPM 18 August 201

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 17

August

(5) Contact point for the notice

Management

chisange, Kita—ku, Okayama—shi, 700—8570, Japan

086 - 226 - 729

札を実施する。 三七 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 いのとお ŋ 般競争入

平成二十七年七月七日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

. 調連門谷

(1) 調達件名

周山県消防救急デジタル無線基地局等整備業務

(2) 調達業務の特質

入札説明書及び仕様書による

3月21

(3)

履行場所

(4)

(5) 入札方法

入札説明書に

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 切り捨てるものとする。) 落札決定に当た (当該金額に1円未満の端数があ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 て落札価格とする 96,

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- 分類が「1建物等の保守管理」, 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 平成27年度に県が発注する役務の提供の調達契約であ される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 「資格告示」 (役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格, に定める資格をいう。) 小分類が 「4無線通信設備保守」 (平成7年政令第372号) 資格審査の申請手続等。 (平成27年岡山県告示第47 て地方公共団体の物品
- 平成17年度以降, 元請負人と ムの構築又は改修の請負実績を有す の公告に示した業務と 同等規模以上の消防

- 電波法 (昭和25年法律第131号) 級陸上無線技術士又は電波法施行令 この公告に示した業務について補助又は支援の体制を が発 一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を持つ者 第40条第1項第4号に規定する第 (平成13年政令第245号)
- (4) 地方自治法施行 άF (昭和22年政令第16号) 第167条の4 $^{\circ}$ 項の規定に
- 約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号) この公告の日から落札者が決定する での間において, 岡山県役務の提供の契 の規定に
- の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でな この公告の日から落札者が決定する日までの間において, 岡山県から役務の提供
- (7) 岡山県建設工 事等暴力団対策会議運営要領に基 づく指名除外の措置を受けている
- いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている (平成14年法律第154号) に推びく 再生手続開始の申立 更生手続開始の申立
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う Ÿ \sim (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

刘山杲総務部赵蕉活用課厅誓官埋块

電話 (086) 226-7238

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月21日(火)正4

- 4 契約条項を示す場所等
- 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

F700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課防災通信班

直計 (086) 226—7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

/ 父忖期间

(平成元年岡山県条例第2号) \neg から同月21日 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) $\langle \cdot \rangle$ (岡山県の休日を定める条例

7 交付方法

(1)の場所にて交付する

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 縦297ミ 注意するこ リメートル, 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求する $_{\text{C}}^{\circ}$

(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/) ち, 仕様書を除くものについては, からダウンロ 岡山県危機管理課

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵便若しく は信書便に る送付 上河)

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年8月18日(火)午後2時

ては、 同月17日 (\mathbb{H})

و ا ا

イ 揚門

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

合にあ (1)の場所に提出す

ウ みの街

ては、 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

説明書で指定する添付書類を平成27年7月21日 の一般競争入札に参加を希望する者は, (郵送等によるものを含む。) しなければならない。 一般競争入札参加資格確認申請書等入札 $\langle \cdot \rangle$

据合には, 入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 人の

)入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

コ本語及い日本国理員

(2) 入札保証金

岡山県公報 第11700号

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

平成27年7月7日

最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) みの街

詳細は, 入札説明書による

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured

aid

(2) Contract period

com contract date through 21 March 2016

(3) Fulfillment place

pecified in the bid explanation for

) Time limit for tender

OPM 18 August 201

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 17

August

(5) Contact point for the notice

Management

hisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japa

086 - 226 - 729

札を実施する。 〔二七五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達につい 次のとおり一 般競争入

平成二十七年七月七日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

調達内容

(1) 購入等件名

岡山県県民局庁舎で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による

納入期間

(3)

(4) 納入場所及び予定数量

平成27年10月

1日から平成28年9月30日まで

348,000kWh	美作市入田291-2	勝英地域事務所
167, 000kWh	真庭市勝山591	真庭地域事務所
394, 000kWh	津山市山下53	美作県民局第一庁舎
241,000kWh	新見市高尾2400	新見地域事務所
266, 000kWh	高梁市落合町近似286-1	高粱地域事務所
248, 000kWh	笠岡市六番町2-5	井笠地域事務所
463, 000kWh	倉敷市羽島1083	備中県民局
250, 000kWh	和氨郡和氨町和氨487-2	東備地域事務所
226, 000kWh	岡山市中区古京町1-1-17	備前保健所
390, 000kWh	岡山市北区弓之町6-1	備前県民局
納入期間における 使用予定電力量	所 在 地	施設名

(5) 入札方法

方法に従って計算した、施設ごとの年間の参考総価金額の10施設分の合計金額をも って、入札金額とする 入札に当たっては, (4)の10施設を一括で一入札単位とする。 入札説明書に示す

(6) その街

(4)の使用予定電力量は, 平成26年4月から平成27年3月までの使用実績等に基

づくものであり、天候等により変動する

2 競争入札参加資格

:に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- 平成27年度において県が発注す (物品の売買, 契約に係る競争入札に参加する 役務の調達手続の特例を定める政令 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, る物品の調達契約であって地方公共団体の物品 に定める 者に必要な資格 資格をいう。) (平成7年政令第372号) (平成27年岡山県告示第46 を得ている 資格審査の申請手
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 \sim 項の規定に

岡山県公報 第11700号

- 山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受け この入札の公告の日から落札者が決定す 一般競争入札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領 Ŕ Ш
- 生手続開始の申立てがなされている者 (平成11年法律第225号) 者又は会社更生法 (平成14年法律第154号) (再生手続開始の決定 第21条の規定によ \mathcal{O} 再生手続開始の申立 又は更生手続開始の決
- 許可を受けている者又は同法第16条の て届出を行っ (昭和39年法律第170号) 3条の規定によ 項の規定に ٦ 5
- 二酸化炭素排出原単位 の活用及び再生可能エ (国内クレジ 1 下 反 联 後 : 調整後排出係数適用),

平成27年7月7日

3 競争入札参加資格の申請手続

(月) 午後4時ま \sim 資格告示に

‡請書の入手先,提出先及び申請に関する問い合わせ先

T700-8570 闽山市北区冈山下二 J 目 4 番 6 号

尚山県出納局用度課管理到

電話 (086) 226-7538 (直通

4 入札書の提出場所等

入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

=700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

尚山県県民生活部県民生活父連課総務期

电前 (080) 220-1232 (眞浬)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

.

の午前9時から午後5時まで (平成元年岡山県条例第2 (火) から同年8月17日 条第1項に規定する県の休日を除く。) (月) S (岡山県の休日を定める

イ 交付方法

岡山県公報 第11700号

(1)の場所にて交付する。 岡山県県民生活部県民生活交通課のホ

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/25/

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年8月31日 (月) 午後2 (郵送等による入札書の受領期限は, 同月28日

(金) 午後5時)

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁入札室 (岡山県庁地下1階)

5 入札者に要求される事項

平成27年7月7日

27年8月17日 般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成 この入札に参加を希望する者は, (月) 午後5時までに, 入札書を4(3)の期限までに提出する以外に, 4(1)の場所に提出しなければならない。

者から説明を求めら 開札日の前日ま それに応じなければならない。

6 代の街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通

日本語及び日本国通

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

(4) 人七の誰刻

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者の 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低 って有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) みの街

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

Nature and quantity the products be purchased:

ectricity for General Services Bureau building

2,993,000kWh

(2) Delivery period

From 1 October, 2015 through 30 September, 2016

(3) Delivery place:

Bizen General Service Bureau

6—1 Yumino—cho, Kita—ku, Okayama—shi

Bizen Health Care Center

l—1—17 Furugyo—cho, Naka—ku, Okayama—sh

Tobi Regional Office

487-2 wake, wake-cho, wake-gu

Bicchu General Service Bure

.083 Hashima, Kurashiki—sh

Ikasa Regional Office

1 Chikanori, Ochiai—cho, Takahashi—shi

Mimasaka General Service

Maniwa-

Shoei Regional Office

(4)

(5) point

31 August,

5:00P.M.

28

August,

department,

Okayama—shi, 0kayama— 700 - 8570,

(direct dialing)

[二七六] 土地改良法 県営 (経営体育成基盤整備 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一 奥吉原地区)土地改良事業計画を変更したので、 項の規定

関係書類を次のとおり縦覧に供する。

公告に係る決定に対し て異議がある者は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 翌日から起算し

平成二十七年七月七日

て十五日以内に知事に申し立てることができる。

縦覧に供する書類

原木

太

一縦覧の期間

県営土地改良事業

(経営体育成基盤整備

平成二十七年七月七日から同月二十八日まで

縦覧の場所

赤磐市役所

第三項の規定により、 法律第百一号) 第十八条第一 〔二七七〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律 項の農用地利用配分計 0 \mathcal{O} 認可 、縦覧に供する。 申請があったので、 (平成二十五年

公告に係る利害関係人は、 知事に意見書を提出することが できる。 日までに、 当該農用地利用配分計画

平成二十七年七月七

岡山県知事 木

太

農用地利用配分計画

渡谷	米田路	味埜	氏名又は	任
樹	隆昌	進 一	名又は名称	員借権の
八〇	ハートハウスⅢ一○二	倉敷市黒石四八五	住	賃借権の設定等を受ける者
倉敷市連島町西之浦字山根五○六四−一	倉敷市新田字中五割二八六四-一	倉敷市粒浦字上分一四—一他四筆	賃借格の設気等を受ける土地	新生 () 文 三 等 く え ナ ら 二 h

縦覧の期間

三 縦覧の場所 平成二十七年七月七

カ

ら同月二十

日まで

兀 水産部農村

振興課及び

各県民局農林水産事業部農業振興課

平成二十七年六月二十六日

三七 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月七

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名な

許可を受けた者の住所及び氏

寺山 知宏 都窪郡早島町早島一八八七-四×

岡山県指令建指第五六号

◎岡山県公安委員会告示第百二十三号

警備員等の検定を次のとおり実施する。 四十七年法律第百十七号。 第二十三条第一

半成二十七年七月七日

剣官こ系る警備業务の重別等

岡山県公安委員会

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

のうち、次のいずれかに該当するもの

が 条に規定する二級 であって、 十三条第四項の 警備員等の検定等に関する規則 年以上であるも 当該合格証明書の交付を受けた後、 合格証明書(以下 の検定 (貴重品 運搬警備業務に係るもの (平成十七年国家公安委員会規則第二十号) 「合格証明書」 当該種別の警備業務に従事した という。) の交付を受けている者

2 都道府県公安委員会が 掲げ る者と同等以上の 知識及び能力を有すると認め

君

二 検定申請手続

- 1 提出書類
- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2)請前六月以内に撮影した無帽、 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 正面、 上三分身、 横の長さ二・ 無背景の 四センチ で、 その 裏面に氏

(2)

(3)

名及び撮影年月日を記入したも

T

及び当該種別

 \mathcal{O}

たことを証明する警

様式 による書面

イ

都道府県公安委員会が二 1 に掲げる者と同等以上 \mathcal{O} 知識 及び能力を有する者

認める書面の写し 通

ウ 県内に住所を有する者

山県内にあることを疎明する書類

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

工

従事する警備業者 の営業所が あることを疎明する書類 诵

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有す

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申請及び代理人による申 は 8

3 提出期間

平成二十七年九月二十 日 <u>日</u> 同年十月二日 (金 曜 月

時三十分から午後五時まで

兀 検定手数料

万六千円

山県収入証紙により、 検定申請時

なお、 検定手数料は、 付後 は 返還しない

五. 受検定員

三十人。 ただし、 請順に受け け 受検定員に達したときは、

も受付を締め 切

六 受検票の交付

検定申請者に対 て、 検定申請書を提出 した警察署におい て交付する。

七 問い合わせ先

- 1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 県内の各警察署の生活安全課
- ノ そ の 4
- 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 八時三十分から受付を開始するの
- 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること
- 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検につい て別途指示

台格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百二十四号

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一 項の規定により、 警備員等

の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年七月七日

岡山県公安委員

一検定に係る警備業務の種別等

1 7	F	土曜月		
三	後五時まで 午前十時から午	十二月十九日平成二十七年	試 実 験 技	
岡山県警察本部小橋町庁舎	用 20 7	(金曜日)	計	(二級) 新
	でら午	十一月十三日 平成二十七年	式 学 検 科	第 重
場	時間	実施期日	区 試分 験	種別及び級 の

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

村気目言三糸

提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2)請前六月以內 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 正面、 横の長さ二・ 四センチ その裏面に氏 ル

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一

0 あることを疎明する書類

営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の

(2)の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

の所在地を管轄する警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申請及び代理人による申請

3

提出期間

平成二十七年九月二十八 H (金 曜 日 の午前

時三十分から午後五時まで

兀 検定手数料

山県収入証紙によ り、 検定申請時に

なお、 検定手数料は、 付後は返還し ない

五. 受検定員

ただし、 請順に受け け、 受検定員に達したときは、

も受付を締め 切る。

受検票の交付

検定申請者に対

検定申請書を提出した警察署に お て交付する。

七

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 三三四

県内 の各警察署の生活安全課

1 学科試験に 2 検定当日

午前 九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

学科試験の受検に際し ては、

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検に て別途指示

なか

出具公安委員会告示第百二十五号

検定に 0 前 部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定によ に対する審査 (学科試験及び実技試験を実施する者に限る。) 和四十七年法律第百十七号) 第十一 条の二に規定する

平成二十七年七月七

出 公 安 委 員

·二級) -二級) -二級)	二級) 業務(一級・ 交通誘導警備	施設警備業務	二級) 業務 (一級・ 空港保安警備	審査の区分
			十日(金曜日)平成二十七年十月三	期日
			午後零時まで	時間
		<u>2</u>	高山県警察本部小橋町庁 一二五 一二五 岡山市中区小橋町一-一	場所

審查対象者

の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる対象者とする。 ただ

次の者を除く。

規則」 警備員等の検定に関する規則 0 「検定規則」という。) に限る。) 年以上である者 警備員等の検定等に関する規則 という。) 第一条に規定する警備業務 に従事しており、 の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前 (昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。 カュ つ、 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 当該警備業務に従事している期間が継続 (受けようとする審査の区分に係るも

2 検定規則の施行の際現に旧規則第一 条に規定する警備業務 (受けようとする審査

して の講師とし 年以上である者 て従事しており、 に係る指定講習 旧 つ、 規則第十二条第一項に規定する指 当該講師として従事し している

	務		施設警備業務	空港保安警備業務		審査の区		
二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	分
一級又は二級の検旧規則第一条に規	一級の検定に合格旧規則第一条に規	級又は二級の検定旧規則第一条に規	級の検定に合格し旧規則第一条に規	は二級の検定に合旧規則第一条に規	検定に合格した者旧規則第一条に規	級又は二級の検定旧規則第一条に規	級の検定に合格し旧規則第一条に規	対
の検定に合格した者に規定する貴重品運搬警備業務に係る	の検定に合格した者則第一条に規定する貴重品運搬警備業務に係る	又は二級の検定に合格した者規則第一条に規定する交通誘導警備業務	格した者に規定する交通誘導警備業務	に合格した者に規定する常駐警備業務に係る	た者に規定する常駐警備業務に係る	又は二級の検定に合格した者規則第一条に規定する空港保安警備業務	格した者に規定する空港保安警備業務	象
警備業務に係る	警備業務に係る	備業務に係る一	備業務に係る一	務に係る一級又	務に係る一級の	備業務に係る一	備業務に係る一	者

審査申請手続

提出書類

1

- ① 所定の様式による審査申請書 一通
- (2)氏名及び撮影年月日を記入したもの) 請前六箇月以内に撮影した無帽、 写真 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、 横の長さ二・四センチメ 無背景のもので、 その裏面に
- (3) 旧検定合格証の写し等
- 県公安委員会が発行 以下 「旧検定合格証」という。) た旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の

受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 一通

- 県公安委員会以 び 0 従事する警備業者の 県公安委員会が発行 営業所が 県内 検定合格証を保 ある
- (T) 受けようとする審査 区分に係る 検定合格証 写
- (1)住所 従事する警備業者 0 営業所 が

あることを疎明する書類

- 山県公安委員会以外の 都道府 山県内にあるも 県公安委員会が発行 検定合格
- (T) 受けようとする審査の 区分に係る旧 検定合格証 0 写
- (1)住所地が岡 ることを疎明する書類
- 山県公安委員会以外 従事する警備業者 の都道府 0 県公安委員会が発行 検定
- (*T*) 受けようとする審査の 区分に係る 検定合格 証 写
- (1)従事する警備業者の営業所が あることを疎明する書類 诵

(1)

山県内に住所を有する者

(2)所地を管轄する警察署の生活安全課

山県外に住所を有

生活安全課

なお 郵送又は信書便 よる申請及び 代 理 は

3 提出期間

平成二十七年 九 日 カコ 5 同 日 月 まで 午前

から午後五時まで

審查手数料

注) 尚 山県収 入証紙によ り、 審査申請

なお、 審查手数料 は、 付 後は 返還 しない

兀 審査定員

合わせて三十人 (同時に二以上の審査を受けることはできない とする。 ただ

請順に受け付け 審査定員に達したときは、 提出期間内であっ ても受付を締め 切る

五 問

- 1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 1 岡山県内の各警察署の生活安全課

· ク 什

- 審査に際 筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。
- 審査は、 学科試験及び実技試験とし、 学科試験が合格基準に至らなかった者に対

ては、実技試験を行わない。